

未利用特許等の
知的財産取引ビジネスの実態に関する
調査研究報告書

平成27年2月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

6. 韓国における知的財産取引ビジネスの概況

(1) 背景

韓国では、1997年のIMF経済危機以降、キャッチアップ型経済モデルからの脱却を目指し、科学技術・教育政策、知財関連政策を次々に打ち出して科学技術先進国となったものの、強い知的財産権の創出や確保の弱さ、研究開発成果の海外流出、知的財産の価値が適切に認識されていないなどの問題が有識者から指摘されていた。このような問題に対し、韓国政府は知的財産強国をスローガンに掲げ、技術インフラ構築、技術普及及び産業化の促進、技術取引市場の活性化を目的に、技術移転促進法に基づき2002年に韓国技術取引所（現在は現在の韓国産業技術振興院（Korea Institute for Advancement of Technology : KIAT）に改編されている）を設立した。また、2012年には国家知識財産委員会が設置され、知識財産の創出・保護・活用を政策目標に掲げるとともに、2013年2月に政権を引き継いだ朴大統領も、新政権の140大政課題の1つとして知識財産環境の整備を掲げるなど、知的財産重視の方向性を打ち出している³⁴。

アメリカやヨーロッパと比較して韓国における知財取引の歴史は浅いものの、財閥系企業を中心とした知識財産の創出・保護・活用に対する意識の高まりや、情報通信技術の発展等を背景に、知財の価値評価や知財取引に対する関心も高まっている。

(2) 関連政策等

2000年代に入ってから、国の重要技術の流出対策として産業技術保護に関する法整備が次々に行われている。2000年の技術移転促進法による公共研究機関で開発された技術の民間への移転・事業化促進、2002年の特許法改正（発明振興法）による国公立大学教職員の職務発明の機関帰属容認（従来は国帰属）、2003年の産業教育振興および産学協力促進に関する法律（産促法）による大学における産学連携組織（産学協力団等）の設置支援、2007年の産促法改正による大学の技術持株会社設立容認等である。また、知的財産強国を強く意識し始めた2000年代後半から政府の知的財産政策はさらに進化し、2009年7月に韓国特許庁は知的財産強国実現戦略を提示し、その中で特許管理会社（知財マネジメント専門企業）等の設置を促進する「創意資本」の構想を提案して政府主導の2つの知財

³⁴ 「特許行政年次報告書2014年版」281頁（特許庁、2014年5月）

ファンドが設立された。1つは、「IP Cube Partners」で、2010年2月に韓国特許庁と民間企業3社、銀行等からの出資により設立された。同社のファンドサイズは245億ウォン（日本円で約21億円）³⁵で、韓国企業をパテント・トロールから防衛するために知的財産権を買い取り、その知的財産権を外部にライセンスしている³⁶。もう1つは、「Intellectual Discovery」で、2010年9月に韓国経済産業省、民間企業複数社からの出資により設立された。同社のファンドサイズは5,000億ウォン（日本円で約430億円）³⁵で、スマートIT製品、LED、3D技術分野の知的財産権を対象として、韓国中小企業の競争力強化を支援するために、パテントプールを形成し、韓国企業にライセンスを行っている。また、大学等有する知的財産権を譲り受けて外部にライセンスし、大学等への研究投資も行っている。この他、産業銀行等によるファンド（通称：成長はしごファンド）が立ち上がっている³⁶。

さらに、韓国政府は金融機関に対して技術信用評価を通じた信用貸出を大幅に拡大するよう誘導しており、IP金融が注目されている。今後は技術信用評価を通じた信用貸出および技術の価値評価に関わるビジネスの需要拡大が見込まれる。

表Ⅱ-8 韓国における関連政策等

年	関連する法律や施策の動向
1998年	外国人投資促進法の制定
2000年	技術移転促進法の制定
2002年	発明振興法の制定
2003年	産業教育振興および産学協力促進に関する法律（産促法）の制定
2006年	産業技術の流出防止及び保護に関する法律の制定
2009年	産業財産権行政情報化促進及び運営などに関する規定の制定
2009年	知的財産強国実現戦略の提示
2010年	発明振興法一部改正法の制定

³⁵ The IPSN Quarterly 2013, Winter, No.12（知的財産戦略ネットワーク株式会社）

³⁶ 「平成24年度TEPIA知的財産学術研究助成成果報告書」10頁（一般財団法人高度技術社会推進協会、2014年3月）

(3) 市場の概況

韓国では、財閥系企業を中心に CSR（企業の社会的責任）への取組みの一環として所有する特許の一部を韓国国内の中小企業等は無償で公開する事例がある。2015年2月に未来創造科学部と韓国特許は LG グループと協力して全国の中小・ベンチャーが特許を容易に活用できるよう、LG グループ出資の忠北創造経済革新センター内に IP サポートゾーンを開設し、政府外郭研究機関の特許 1,600 件と LG が保有する特許 2 万 9,000 件の特許を公開する予定である³⁷。

また、韓国では、パテント・トロールの権利行使により、国内の民間企業（企業規模問わない）の被害が拡大しており、韓国の公正取引委員会はパテント・トロールによる被害から民間企業を守るため、パテント・トロールによる権利行使を制限する取組みの 1 つとして、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を改訂し 2014 年 12 月 24 日から施行している。今後、企業や研究機関による知財取引が拡大することが予想され、知的財産取引ビジネスの拡大が予想される。取引の対象となる技術分野については、近年、バイオテクノロジー分野に対する産業界の関心が高く、今後はこの分野の技術取引が活発化すると予想されている

³⁸。

³⁷ 中央日報（2015 年 2 月 5 日配信記事）

³⁸ 韓国法律事務所へのヒアリング調査より

6. 韓国における知的財産取引ビジネスの実態

韓国における知的財産取引ビジネスの実態を把握するため、知的財産取引ビジネス事業者および知的財産取引ビジネスに詳しい法律事務所等、計 6 者に対して現地ヒアリング調査を実施した。

(1) 知的財産取引ビジネスの概況および政府の動向

韓国では、政府主導（主に韓国特許庁）で技術取引の活性化が推進され、2010年9月には、政府系知財マネジメント会社が設立された。近年では、知的財産を担保にした技術信用貸出を活性化させようとする取組が行われると共に、技術の評価専門機関の設立が検討されている。さらに、海外企業等との取引の活性化を図るため、政府主導で国際的な人的ネットワークの構築を支援するための場づくり（カンファレンス等）を創出している。

- ・韓国では、特許権や著作権を買い入れ、事業化の支援を行う政府系知財マネジメント専門会社であるインテレクチュアル・ディカバリーが2010年9月16日に設立された。同社は、国内外の企業や研究所、大学などが保有する知的財産を買い取った後、再開発作業を経て、高付加価値のライセンスで収益事業を行うことを期待され、官民合同で約5,000億ウォン（約500億円）の出資を受けている。しかしながら、これまで期待された収益は得られておらず、運用が上手くいっているとは言い難い。（その他）
- ・韓国政府は、銀行による技術信用貸出を活性化させようとしている。ただし、活性化には、技術の価値を評価できる人材が必要となるが、韓国では事業化を見据えた技術の価値を評価できる人材が不足しており、早急に育成を行う必要がある。（法律事務所）
- ・パククネ大統領政権になってから、韓国特許庁では更なる技術取引の活性化に力を入れており、特に銀行による技術信用貸出を活性化させようとしている。また、現在、韓国政府は、技術の評価専門機関の設立を検討している。更に、韓国特許庁では、国際的な人的ネットワークの構築を支援するため、自国と日本やアメリカ、欧州、中国の技術開発者や起業家との出会いの機会をカンファレンスの開催などで創出している。（法律事務所）
- ・韓国政府は、民間企業（特に中小企業）の市場競争力を高めようとしており、韓国国内の中小企業は、自社の経営に対するアドバイス（知財取引に関する内容含む）を希望する際に、韓国政府により選出された優秀な経営指導士によるコンサルティングを少額もしくは無料で受けることができる。また、中小企業が特許の取引を行う場合、取引費用の一部を政府が負担してくれる制度や、ライセンスや譲渡により得た営業利

益に対する税金が減額される制度などがある。(その他)

(2) 知的財産取引ビジネスを促進または抑制している国の制度

知的財産取引ビジネスを促進するため、知財取引の課題に対する助言を行う専門家として、技術取引士という資格を認可するとともに、技術取引関連の専門人材を保有する機関を技術取引機関として認定している。韓国特許庁では、技術情報が簡単に検索し購入できる特許技術取引システムを運営し、無料で開放するほか、特許ポートフォリオの作成を中小企業に推奨し、特許ポートフォリオの作成に要する費用の約 9 割を助成している。一方、抑制している国の制度として、海外への技術提供に制限が設けられ、対象となる技術を海外に提供する際には、韓国政府の承認が必要になる。この制度により、収益化を目的として自社の知財を海外の企業へ提供するような活動が抑制されている可能性がある。

- ・ 知的財産強国を目指す韓国では、政府が知的財産の創出、保護、活用、基盤、新知識財産に関して、5 年間 (2012 年～2016 年) の知的財産政策のビジョンを提示している。その中で、活用については知的財産サービス産業の育成や知的財産の公正な取引順序の確立などが掲げられ、知的財産取引ビジネスの促進を意識している様子がうかがえる。(法律事務所)
- ・ 知識経済部 (日本の経済産業省に該当) では、知財取引を推進し、課題に対する助言を行う専門家として、技術取引士という資格を認可している。この資格の認定要件は、「技術の移転及び事業化促進に関する法律施行令」に定められ、「弁護士・弁理士・公認会計士または技術士の資格を取得した者であって技術関連分野に従事した経験が 3 年以上であること」や「公共研究機関の研究員であって技術開発関連分野で 3 年以上在籍したこと」など、技術取引の経歴や資格等の基準が設けられている。弁理士を中心に資格取得者は増加すると考えている。(知財取引仲介事業者)
- ・ 韓国特許庁は、2007 年 1 月から技術情報が簡単に検索し購入できる特許技術取引システム (IP-Mart : <http://www.ipmarket.or.kr>) を運営している。このシステムの主なサービスは、技術マッチング、技術競売、技術評価、技術金融 (政策資金) 照会である。(知財取引仲介事業者)
- ・ 韓国特許庁は特許ポートフォリオの作成を中小企業に推奨しており、作成に要する費用 (外部専門機関への委託費等) の約 9 割 (800 万円/件程度) を助成している。特許ポートフォリオの作成により明らかになった技術の導入や移転についてサポートしており、間接的に知財取引の促進に繋がっている。(知財取引仲介事業者)
- ・ 知識経済部では、技術取引関連の専門人材を保有する専門機関を技術取引機関として

認定している。技術取引機関の指定基準等は、「技術取引士、弁護士、弁理士、公認会計士または技術士の資格を取得した者であって、技術取引業務に従事することができる3名以上を常時雇用すること」や「技術移転・事業化情報の収集・管理・流通等のための情報網を保有すること」などの要件を全て備えていることが求められる。(知財取引仲介事業者)

- ・知財取引を抑制している国の制度として、海外への技術提供に制限が設けられていることが挙げられる。対象となる技術は、LTEなどIT分野の革新技術が主なものであり、提供するには韓国政府の承認が必要になる。この制度により、収益化を目的に自社の知財を海外の企業へ提供する活動が抑制されている可能性がある。(法律事務所)

(3) 知的財産取引ビジネスの実績と今後の自社の景況感

ヒアリングを実施した特許法律事務所の知的財産取引ビジネスの実績は多くはないが、どちらも、今後、技術取引が活発化することを予想しており、知的財産取引ビジネスの事業規模を拡大させていく予定である。

- ・主に国内外の大企業（欧米、日本、中国の企業を含む）からの相談（欲しい技術を有している企業や自社で保有する技術の提供先の発掘など）に対する助言を行っている。実績は多くないが、韓国国内企業による技術取引が活発化することが予想されるため、今後、当該業務の事業規模を拡大させていく予定である。(知財取引仲介事業者)
- ・特許ポートフォリオの作成の支援先である中小企業より、技術の導入に関する相談件数が増えており、今後も増加していくものと思われる。また、パートナー法人が技術取引機関に指定されたため、今後、オンライン国家技術銀行の技術取引提案書の作成事業や技術パッケージング発掘支援事業、技術需要者選考調査支援事業など、技術取引関連事業を行う予定である。(知財取引仲介事業者)

(4) 知的財産取引ビジネスの提供先

大企業の場合は、韓国の他、欧米、日本、中国の企業を対象としており、中小企業の場合は、国内企業を対象としている。

- ・現在の知的財産取引に関するビジネスの提供先は、韓国及び欧米、日本、中国の大企業である。(知財取引仲介事業者)
- ・特許ポートフォリオの作成の支援先である韓国の中小企業が中心である。(知財取引仲介事業者)

(5) 知的財産取引ビジネスの利用者の目的

国内大企業の主な目的は、投資回収の他、CSR の取組の一環として未利用特許の一部を韓国国内の企業等に公開している場合がある。中小企業では、自社の技術力を高め市場での競争力をつけることを目的に技術導入を検討している企業が多い。

- ・大企業では、投資回収の他に CSR（企業の社会的責任）の取組の一環として、自社が保有する知財の一部を韓国国内の企業等に公開している。公開された特許については、無料で譲渡される場合もある。（知財取引仲介事業者）
- ・韓国の中小企業には、自社の技術力を高め市場での競争力をつけることを目的に技術導入を検討している企業が多い。（知財取引仲介事業者）

(6) 知的財産取引ビジネスの実施や普及に必要な専門人材

知的財産取引ビジネスの実施や普及には、技術を客観的に評価できるスキルが必要である。また、外資系の企業や研究機関との取引が多いため、国際的な人的ネットワークを持っていることが望ましい。さらには、技術を製品化しマーケティングのできる人材が必要になる。

- ・知的財産取引ビジネスの実施や普及に必要なスキルは、技術を客観的に評価できるスキルである。技術的な価値だけでなく、事業化により期待される市場規模などを踏まえた評価を行う必要があるため、工学（理系）だけでなく、法律や経営といった文系の教養を評価者は備えていることが望ましい。韓国国内において、このようなスキルを有する評価者は不足しており、育成していく必要がある。（法律事務所）
- ・韓国企業は、国内企業よりも外国資本の企業や研究機関との技術取引が多い傾向があるため、知的財産取引ビジネスを支援する人材は、国際的な人的ネットワークを持っていることが望ましい。（知財取引仲介事業者）
- ・知的財産取引ビジネスの実施や普及には、まず、技術を適正に評価できる人材が必要になる。現在、韓国政府は技術の評価専門機関の設立を検討している。また、技術を製品化し、マーケティングできる人材が必要になる。更には、国際的な人的ネットワークを築いていることが重要である。韓国特許庁は、国際的な人的ネットワークの構築を支援するため、日本やアメリカ、欧州、中国の技術開発者や起業家との出会いの機会をカンファレンスの開催などで創出している。（法律事務所）

(7) 知的財産取引ビジネスの展開において直面している課題

技術取引の仲介では、取引相手（技術の提供先または導入先）を探すことと、技術評価が難しいことが課題となっている。また、現在不足している技術の価値評価を担う人材の育成が課題である。

- ・ 技術取引の仲介では、取引相手（技術の提供先または導入先）を探すことと、技術の評価を行うことが難しい。取引相手を探すには、クライアントのニーズを満たす技術や、クライアントのシーズを求める企業等のデータベースを持つか、業界で人脈を持っていることが重要になる。（知財取引仲介事業者）
- ・ 知的財産取引ビジネスの活性化には、技術の価値を評価できる人材が必要となるが、評価対象の技術について事業化の可能性の判断と、事業化による市場規模を見据え、価値評価ができる人材の育成が課題である。（法律事務所）

(8) 知的財産取引ビジネスモデルごとの課題とニーズ

韓国政府は、金融機関に対して技術信用評価を通じた信用貸出を大幅に拡大するよう誘導しており、IP 金融が注目されている。IP 金融の主な形態としては IP 投資と IP 保証があり、今後は技術信用評価を通じた信用貸出や、技術の価値評価に関わるビジネスの需要拡大が見込まれる。

- ・ 韓国では、IP 金融（知的財産に対する投資や知的財産を活用した金融取引）が注目されている。主な形態としては IP 投資と IP 保証が挙げられる。現在、国内 IP に投資を行っている主なファンドは、韓国ベンチャー投資（株）によるマザーファンド、インテレクトチュアルディスカバリー（株）による創意資本ファンド、産業銀行等による成長はしごファンドがある。IP 保証は、IP 価値評価の結果によって当該 IP を担保とした保証書を発行し、IP 保有企業がその保証書を利用して銀行から貸出を受ける形態である。IP 価値評価にかかる費用の一部は韓国特許庁より支援されており、2013 年は約 200 件の特許技術価値評価への連携保証が行われた。IP 保証には、2013 年に開始された技術保証基金モデルと 2016 年に開始された信用保証基金モデルがある。実態としては、保証書の発行を受けた企業の 7 割が当該保証書を利用した貸出を受けていない。これは、貸出を行う金融機関が、評価の信ぴょう性を疑っている面があり、融資判断材料としての信用力が弱いという課題がある。今後、信用保証基金モデルによる IP 保証の活性化が期待されている。（その他）
- ・ 韓国政府は、金融機関に対して技術信用評価を通じた信用貸出を大幅に拡大するよう

誘導しており、産業銀行・企業銀行の技術信用貸出ファンドを約1兆ウォン（約1,000億円）まで拡大し、市中銀行による技術支援評価による信用貸出を積極的に支援している。技術信用貸出については、政府により目標（2014年下半期：7,500社、2015年：22,600社、2016年：40,200社）が定められており、今後、技術信用評価を通じた信用貸出及び、技術の価値評価に関わるビジネスの需要拡大が見込まれる。（法律事務所）

（9） 当該国における今後の知的財産取引ビジネスの景況感

韓国の企業や研究機関による知財取引は拡大することが予想され、政府も知的財産サービス産業の育成を知的財産政策の中に盛り込んでいるため、知的財産取引ビジネスは拡大していくことが期待されている。

- ・韓国政府は知的財産サービス産業の育成を知的財産政策の中に盛り込んでいるため、企業や研究機関による知財取引が拡大することが予想され、知的財産取引ビジネスは拡大していくのではないかと見られる。取引の対象となる技術分野については、これまでの技術取引の対象は、IT分野に集中していたが、近年、バイオテクノロジー分野に対する産業界の関心が高く、今後はこの分野の技術取引が活発化すると予想される。（法律事務所）

（10） 知的財産取引ビジネスを展開する上で重要な国

韓国企業による国外での知財取引の主な対象国としては、米国、欧州、日本などが挙げられる。これらの国の知財については、技術水準の高さから価値が高く、韓国の産業振興に必要となる技術として重視しているが、近年、韓国からこれらの国の企業等に技術を提供するケースも増えてきている。また、米国は特許訴訟による賠償額が高いため、訴訟対策のための取引が行われている。

- ・韓国企業による国外での知財取引の主な対象国としては、米国、欧州（イギリス、フランス、ドイツ、スイス）、日本などが挙げられる。これらの国の知財については、技術水準の高さから価値が高く、韓国の産業振興に必要となる技術として重視しているが、近年、韓国からこれらの国の企業等に技術を提供するケースも増えてきている。また、米国は特許訴訟による賠償額が高いため、訴訟対策のための取引が行われている。（法律事務所）
- ・韓国では、新聞で技術取引の貿易収支が掲載されることがあり、知財取引に従事していなくても、技術取引の状況について知っている人が多い。現在、韓国における技術

の貿易収支は赤字であり、技術の提供を導入が上回っている状況にある。技術の導入先は、50%は日本、30%はアメリカ、残りの20%はその他の国からである。また、技術の提供先は、中国（割合は不明）が最も多く、近年では日本へも提供している。韓国では、約50年前に現在の大手企業が日本企業から技術の導入と技術者の採用を始め、事業を急速に拡大していったため、技術取引が国の経済に与えるインパクトを国も国民もよく理解している。（知財取引仲介事業者）

（11） 知的財産取引ビジネスの市場として日本をどう見ているか

技術の提供、導入先として日本企業は重要な取引先で、知的財産取引ビジネスの市場として、日本を主要な国として考えている。

- IT分野に加え、バイオテクノロジー分野についても、韓国国内の産業界の関心が高まっており、今後、IT分野とバイオテクノロジー分野の技術取引が活発すると予測する。バイオテクノロジー分野についても、日本企業の技術水準は高く、技術取引の対象国として注目している。（法律事務所）
- 技術の提供、導入先として日本企業は重要な取引先で、知的財産取引ビジネスの市場として、日本を主要な国として考えている。（知財取引仲介事業者）